

安全衛生推進者養成講習

この講習は、岩手労働局長登録教習機関(登録番号 登録安全衛生推進者養成講習機関第1号)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。

労働安全衛生法第12条の2により、下記の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければなりません。つきましては、資格取得に必要な標記講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

[規模] 常時使用する労働者数が、10人以上50人未満の事業場

※選任は、事業場(工場、支店、営業所)ごとに安全衛生推進者を選任することになります。

[業種] 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※厚生労働省通達により、上記以外の小売業、社会福祉施設及び飲食店も安全衛生推進者を選任するよう求められています。(平成26年3月28日付 基発 0328 第6号)

1. 日 時 **令和7年9月24日(水)** 9:00~17:00 (受付 8:30~8:45 まで、リエンション 8:45)
令和7年9月25日(木) 9:00~12:05 (集合・リエンション 8:45)
※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
2. 会 場 **岩手労働基準協会花巻支部 研修センター** 花巻市空港南2丁目19番地 (TEL: 0198-29-4800)
3. 受講料等 **11,880円** (消費税10%込) [受講料 10,450円 テキスト代 1,430円]
4. 申込締切日 **9月5日(金) ただし先着40名に達し次第、締切らせていただきます。**
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
申込者が少ない場合や気象状況により講習を中止する場合があります。
5. キャンセルの取扱 9月16日(火)以降のキャンセル及び欠席・失格の場合、受講料はお返しできません。
6. 申込方法 **定員状況を確認のうえ、裏面の「受講申込書」に、受講料・テキスト代を添えてお申し込み下さい。** (FAX可) 申込、キャンセル等のお問い合わせは、月曜~金曜日 (休・祭日除く) 8:30~17:00 にお問い合わせいたします。
〒025-0008 花巻市空港南二丁目19番地 TEL 0198-29-4800 / FAX 0198-29-4801
※ 銀行送金の場合は、受付完了を確認後、締切日までに下記口座へお振込み下さい。
振込みの方には、受講票発送時に領収証を同封させていただきます。

岩手銀行 花巻西支店 (普) 1000167 (公財) 岩手労働基準協会花巻支部

7. カリキュラム

1日目 (学科)	※昼食 12:05~12:50	2日目 (学科)	
9:00~11:05	安全管理 (2H)	9:00~11:05	作業環境管理及び作業管理 (2H)
11:05~12:05	安全衛生教育 (1H)	11:05~12:05	健康の保持増進対策 (1H)
12:50~14:55	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 (2H)		
14:55~17:00	安全衛生関係法令 (2H)		
※休憩	10:30~、14:20~、15:55~ 各5分	※休憩	10:30~ 5分

8. その他
 - (1) 筆記用具・昼食をご持参下さい。
 - (2) 受講票と会場図は後日お送りします。内容を確認のうえ、当日、講習会場の受付で提示願います。※ 受講票が届かない場合は、必ず受講日前(窓口営業時間内)にご連絡下さい。
 - (3) 遅刻・欠課なく全科目を修了した方には「修了証」を即日交付します。
 - (4) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 - (5) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。

